

2018年8月27日

関係会員各位

(一社) 日本自動車車体工業会
中央技術委員会

ツールボックス等の解釈について

自動車点検基準が6月27日付けで改正され、車両総重量8t以上の自動車(トレーラ含む。)の使用者に対し、当該自動車に架装されている「ツールボックス」について、3月ごとにその取付部の緩み及び損傷を点検することが義務付けられました。

つきましては、当該省令で定めるツールボックス等の解釈について、国土交通省と相談の結果、下記のとおり取扱うこととしたのでお知らせいたします。

記

1. ツールボックスについて

別紙1の写真に示すものは、ツールボックスと解する。

2. ツールボックスに該当しないものについて

別紙2の写真に示すものは、ツールボックスに該当しないと解する。

3. その他

以下の①～⑤に掲げる装置については、①～④については従前の点検基準の「車枠及び車体」の項目に、⑤については原動機の「燃料装置」にそれぞれ含まれていると解する。

- ① 物品積載装置及びその取付部
- ② 突入防止装置及びその取付部
- ③ 巻込防止装置及びその取付部
- ④ フェンダー及びその取付部
- ⑤ 燃料タンク及びその取付部

以上